

平成 24 年 3 月 9 日
福祉部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について

1 区内指定地域密着型サービス事業者等

区内の指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者について、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 78 条の 12 および第 115 条の 21 の規定により、以下のとおり、指定の更新を行う。

なお、法第 23 条等に基づき実地指導を行った結果、運営に関して指定更新に支障となる特段の事項は認められなかった。

【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
第 2 育秀苑 デイサービス センター	練馬区羽沢 2 丁目 8 番 16 号	社会福祉法人 育秀会	24 名	平成 18 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日 (指定有効期間満了日 : 平成 30 年 3 月 31 日)

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
練馬区立高野 台デイサービ スセンター	練馬区高野台 5 丁目 24 番 1 号	社会福祉法人 安心会	10 名	平成 18 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日 (指定有効期間満了日 : 平成 30 年 3 月 31 日)

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
富士見台デイ サービスセン ター	練馬区富士見 台 1 丁目 22 番 4 号	社会福祉法人 練馬区社会福祉 事業団	12 名	平成 18 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日 (指定有効期間満了日 : 平成 30 年 3 月 31 日)

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
大泉デイサー ビスセンター	練馬区東大泉 2 丁目 11 番 21 号	社会福祉法人 練馬区社会福祉 事業団	12 名	平成 18 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日 (指定有効期間満了日 : 平成 30 年 3 月 31 日)

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用 定員	指 定 年月日	指定更新年月日
グループホーム すずらん	練馬区南田中 4丁目 10番 19号	有限会社 ライフ・ワン	18名	平成18年 6月1日	平成24年6月1日 (指定有効期間満了日 :平成30年5月31日)